

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(安定操作期間内における自己買付け)</p> <p>第54条 証券会社の行為規制等に関する内閣府令 (昭和40年大蔵省令第60号)第4条第6号イに規定する証券取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの又は個別の銘柄に対する投資判断に基づかないものと認められている買付けは、本所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。</p> <p>(1)～(4) (現行どおり)</p> <p><u>(5) 新株引受権証券、転換社債券、交換社債券又は新株引受権付社債券(以下この号及び次号において「新株引受権証券等」という。)に係る価格の水準と当該新株引受権証券等に係る行使、転換又は株券による償還(以下この号及び次号において「行使等」という。)の対象株券(以下この号及び次号において「行使等対象株券」という。)の価格の水準の關係を利用して行う次のa又はbに掲げる取引に係る買付け</u></p> <p>a <u>新株引受権証券等の売付けを行うとともに、行使等の対象となる株式数の範囲内で行使等対象株券の買付けを行う取引</u></p> <p>b <u>行使等対象株券の売付けを行うとともに、行使又は転換の対象となる株式数がその売付株式数の範囲内となる新株引受権証券等(交換社債券を除く。)の買付けを行う取引</u></p> <p><u>(6) 新株引受権証券等の買付残高を有し、かつ、当該買付残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため行使等対象株券を売り付ける行為を行っている場合において、当該行為に関して行使等対象株券の買付け(売り付けている行使等対象株券の</u></p>	<p>第54条 証券会社の行為規制等に関する内閣府令 (昭和40年大蔵省令第60号)第4条第6号イに規定する証券取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの又は個別の銘柄に対する投資判断に基づかないものと認められている買付けは、本所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

株式数の範囲内で行うものに限る。)を行う  
取引に係る買付け

(7) (現行どおり)

(8) 次のa又はbに掲げる場合において、  
株価指数先物取引の取引契約残高に係る価格  
の変動により発生し得る危険を減少させる行  
為に関して行う、当該a又はbに掲げる取引  
(これに準ずる取引で株価指数に係る有価証  
券オプション取引について行うものを含む。)  
に係る買付け

a 売方株価指数先物取引の取引契約残高を  
有している場合

当該売方株価指数先物取引の取引契約残  
高(これと対当する買方株価指数先物取引  
の取引契約残高及び当該売方株価指数先物  
取引と同一の株価指数先物取引に係る前号  
に規定する取引による売方株価指数先物取  
引の取引契約残高を控除した取引契約残高  
に限る。)の範囲内で、銘柄の異なる複数  
の株券(当該株券の価額の合計額の変動が  
当該株価指数先物取引に係る株価指数の変  
動に近似するように選定したものに限り。  
の買付けを行う取引

b 買方株価指数先物取引の取引契約残高を  
有している場合であって、当該取引契約残  
高に係る価格の変動により発生し得る危険  
を減少させるため、銘柄の異なる複数の株  
券(当該株券の価額の合計額の変動が当該  
株価指数先物取引に係る株価指数の変動に  
近似するように選定したものに限り。以下  
このbにおいて同じ。)の売付けを行って  
いる場合

当該売付けを行っている株券の価額の範  
囲内で、銘柄の異なる複数の株券の買付け  
を行う取引

(9) (現行どおり)

(5) (省 略)

(6) 売方株価指数先物取引の取引契約残高  
(これと対当する買方株価指数先物取引の取  
引契約残高及び当該売方株価指数先物取引と  
同一の株価指数先物取引に係る前号に規定す  
る取引による売方株価指数先物取引の取引契  
約残高を控除した取引契約残高に限る。)に  
係る価格の変動により発生し得る危険を減少  
させるため、当該取引契約残高の範囲内で銘  
柄の異なる複数の株券(当該株券の価額の合  
計額の変動が当該株価指数先物取引に係る株  
価指数の変動に近似するように選定したもの  
に限る。)の買付けを行う取引(これに準ず  
る取引で株価指数に係る有価証券オプション  
取引に伴い行うものを含む。)に係る買付け

(7) (省 略)

(10) 次のa又はbに掲げる場合において、  
株券プットオプション又は株券コールオプションに係る対価の額の変動により発生し得る危険を減少させる行為に関して行う、当該a又はbに掲げる取引に係る買付け

a 株券プットオプションを取得し又は株券コールオプションを付与している場合

当該株券プットオプション又は株券コールオプションを行使し又は行使された場合に売り付けることとなる株券の数量(当該株券プットオプションを付与し又は当該株券コールオプションを取得している場合における当該株券プットオプション又は株券コールオプションを行使され又は行使することにより買い付けることとなる株券の数量及び当該株券と同一の銘柄に係る前号に規定する取引により株券プットオプションを取得し、かつ、株券コールオプションを付与している場合における当該株券プットオプション又は株券コールオプションを行使し又は行使されることにより売り付けることとなる株券の数量を控除した数量に限る。)の範囲内で、当該株券と同一の銘柄の株券の買付けを行う取引

b 株券プットオプションを付与し又は株券コールオプションを取得している場合であって、当該株券プットオプション又は株券コールオプションに係る対価の額の変動により発生し得る危険を減少させるため、当該株券プットオプション又は株券コールオプションを行使され又は行使することにより買い付けることとなる株券と同一の銘柄の株券の売付けを行っている場合

当該売付けを行っている株券の数量の範囲内で、当該株券と同一の銘柄の株券の買付けを行う取引

(8) 株券プットオプションを取得し又は株券コールオプションを付与している場合において、当該株券プットオプション又は株券コールオプションに係る対価の額の変動により発生し得る危険を減少させるため、当該株券プットオプション又は株券コールオプションを行使し又は行使された場合に売り付けることとなる当該株券の数量(当該株券プットオプションを付与し又は当該株券コールオプションを取得している場合に当該株券プットオプション又は株券コールオプションを行使され又は行使することにより買い付けることとなる株券の数量及び当該株券と同一の銘柄に係る前号に規定する取引により株券プットオプションを取得し、かつ、株券コールオプションを付与している場合に当該株券プットオプション又は株券コールオプションを行使し又は行使されることにより売り付けることとなる株券の数量を控除した数量に限る。)の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の買付けを行う取引に係る買付け

<p><u>(11)</u> (現行どおり)</p> <p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成13年 6月11日から 施行する。</p>	<p><u>(9)</u> (省 略)</p>
--	-------------------------